

福岡市市民活動保険 仕様書

1. 補償の種類

- (1) 賠償責任補償
- (2) 傷害補償

2. 補償の対象者

- (1) 以下の市民活動団体において市民活動を実践し、参加する者、およびその責任者・指導者（活動の計画立案及び運営の指導を行う者。市外居住者を含む）
 - ①福岡市内の自治会・町内会、自治協議会
 - ②活動の拠点が福岡市内にある団体で、5名以上の会員により組織し、活動する団体
- (2) 公民館が実施する主催事業に参加する者

3. 対象者数（福岡市人口） 1,656,221人（令和6年9月1日現在）

4. 補償の対象

福岡市内の自治会・町内会、自治協議会、もしくは活動の拠点が福岡市内にある団体で、5名以上の会員により組織し、活動する団体が行う公益性のある活動や、公民館主催事業中に、偶然に発生した事故により

- (1) 市民活動団体の責任者・指導者もしくは活動参加者、または公民館主催事業参加者が第三者の生命もしくは身体、財物又は受託物に損害を与えたりなどして法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合（活動の結果に起因する賠償事故も含む）
- (2) 市民活動団体の責任者・指導者もしくは活動参加者、または公民館主催事業参加者自身が急激かつ偶然な外来の事故により死亡したり、後遺症を被ったり、入院・通院による治療を要する負傷をしたとき

※ただし、文化・スポーツ活動については、自治会・町内会、自治協議会が主催・共催する活動のみを補償対象とする。

5. 契約

- (1) 保険契約者 福岡市長
- (2) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年4月1日まで

6. 補償限度額

(1) 賠償責任補償

てん補限度額

区分	てん補限度額
身体賠償	最高 1 人 6,000 万円 1 事故につき 3 億円 (生産物については期間中)
財物賠償	最高 1 事故 300 万円 (生産物については期間中)
受託品賠償	最高 1 事故 300 万円

(2) 傷害補償

保険給付限度額

区分	保険金額
死亡保険給付金	1 事故 1 名あたり 500 万円
後遺障害保険給付金	1 事故 1 名あたり、後遺障害の程度により 20 万円～500 万円
入院保険給付金	1 事故 1 名あたり 1 日 3,000 円 (180 日限度)
通院保険給付金	1 事故 1 名あたり 1 日 2,000 円 (90 日限度)
手術給付	手術の程度に応じた定額
注) 入院・通院保険給付金は、事故日より合算して 180 日を限度とする。	

7. 用語解説

(1) 市民活動団体

①福岡市内の自治会・町内会、自治協議会

②5名以上の市民により自発的に組織され、福岡市内に活動の本拠地を有する非営利団体であって、住みよい地域づくりに貢献する公益性のある市民活動を継続的・計画的に行うもの（その構成員の一部が市外居住者であるものを含む。）。

ただし、市その他の行政機関がその構成員となっている団体又は市その他の行政機関の職員が職務として責任者・指導者又は活動者の行為の主要な部分を担っている団体を除く。

(2) 自治会・町内会、自治協議会

自治会・町内会とは市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいい、自治協議会とは、「福岡市自治協議会に関する要綱」で定められた、小学校区を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、コミュニティの事柄を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織。

(3) 責任者・指導者

市民活動団体において、市民活動の計画、立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者

(4) 活動参加者

市民活動団体において、市民活動を実践し、またはこれに従事し、もしくは参加する者（スポーツ活動等における単なる観覧者や夏祭り等の来場者は除く。）

(5) 市民活動

日本国内で行われる公益性のある活動であり、その活動が継続的かつ計画的になされているものであって、かつ、これを実践し又はこれに従事する者は無報酬であるもの（実費の弁償に当たる金銭等が支給されるものを含む。）ただし、次に掲げる活動を除く。

①政治、宗教又は営利を目的とする活動

②文化・スポーツ活動、趣味、懇親などを目的とした活動や自助的な活動

※ただし、文化・スポーツ活動については、自治会・町内会、自治協議会が主催・共催する活動を除く

③職場や学校などの行事として行う活動

④危険度の高い活動

⑤公民館サークル活動

(6) 公民館主催事業

公民館が地域の諸団体等と連携し、地域的・現代的課題解決のための学習機会の提供（講座系事業）や市民のコミュニティ活動や生涯学習活動を支援するために行う事業（支援系事業）。

8. 特記事項

- (1) 市民活動に参加する高齢者・心身障がい者等に付添う市民活動に参加する者もこの保険の適用をうけるものとする。
- (2) PTA（学校管理下を除く）、敬老会等の自助活動を行う市民団体もこの保険の適用を受けるものとする。
- (3) 市民活動のための事前打ち合わせや事前準備活動、また、練習中の事故もこの保険の適用を受けるものとする。
- (4) 市民活動に参加するために、自宅と所定の場所との通常の経路による往復中の事故もこの保険の適用を受けるものとする。ただし、賠償責任事故は除く。
- (5) 宿泊を伴う行事（市外に出て行く場合も含む）中に発生した事故もこの保険の適用を受けるものとする。ただし、国外は除く。
- (6) 被保険者相互の賠償責任事故はこの保険の適用を受けない。
- (7) 活動の当日に、責任者・指導者等に代わって、その団体の運営等に当たるものも責任者・指導者等とする。
- (8) 市外居住者であっても、責任者・指導者等又は市民活動団体の呼びかけ等により参加する参加者は対象とする。
- (9) 傷害事故で軽微なケガのとき（請求額が5万円未満）は、医師の診断書は不要とする。
- (10) 保険会社は、市や被害者からの問い合わせ等に常時対応できる体制をとること。

- (11) 保険会社は、市が求めるときには、保険給付実績等の資料を提出するものとする。
- (12) 事故報告書等の申請書類、利用の手引き、市民広報用のチラシは市で作成する。
- (13) 保険内容や手続き等についての市の打ち合わせの会議において、市の要請がある場合は、この会議に貴社担当者を派遣すること。また、この会議は市の関係課担当者が参加するので資料については必要部数用意すること。

9. 手続き

- (1) この保険の対象者となるものについて、事前の登録は行わない。
- (2) 保険会社に対して、一年間を通して市民活動としての、活動日数、活動人数、活動場所などの報告は行わない。また、一年後の保険料確定精算（暫定保険料との差額調整）などは行わない。
- (3) 市民活動団体から事故報告書が市へ提出されたら、市は事故報告書の内容を確認し、市民活動の事故と認定した場合は、市が保険会社に対し、事故報告書を送付する。
- (4) 対象となる市民活動に参加していたかは市が判断する。
- (5) 傷害事故における事故確認や賠償責任事故の場合の被害者との示談等について保険会社は積極的に協力するものとする。
- (6) 保険会社は、事故報告書の受理及び保険金の支払い状況の詳細を適切に把握・管理するとともに、定期的に市へ報告するものとする。

10. その他

- (1) 本保険業務にかかる契約は、本契約に係る予算の成立を条件とし、令和7年4月1日付けで契約を締結し、同日より保険の効力が開始するものとする。ただし、保険料支払いは4月中とし、詳細は市と保険会社が協議の上、決定する。
- (2) 本保険業務を行うための約款及び特約事項の整備については、保険会社の判断に委ねる。ただし、法令等を遵守した保険構成であることを条件とする。
- (3) 本仕様に規定のないものについては、市と保険会社が協議の上、決定する。